

## 岐阜県LPガス負担軽減事業の対象外となる施設について

○本事業の対象外となる施設の基本的な考え方は次の通りです。

- ・地方公共団体が事務を執行するための施設は**対象外**

(例) 庁舎・事務所、警察署・交番・駐在所、消防署・分署・出張所、研究施設等

- ・地方公共団体が運営する公営企業や、直接住民の用に供する施設（公の施設）は**対象**

(例) 上下水道施設、学校、図書館、公民館、病院等

施設利用者が利用料金を払って利用する施設（運動施設、美術館等）

○特に販売事業者の皆様からお問い合わせのあった施設や、判断に迷う施設の考え方については次の通りです。

### 【対象外となる施設】

- ・裁判所、刑務所、拘置所、法務局、試験場、合同庁舎などの国の行政施設

### 【対象となる施設】

- ・給食センター（学校関係の施設として捉える）
- ・警察の駐在所（住居部分のみ対象）
- ・消防団や分団の施設（消防団員は消防職員ではなく地域住民により構成）
- ・介護施設や福祉・保健センター（公の社会福祉施設として捉える）
- ・公務員宿舎（行政施設ではなく職員やその家族を含めた居住施設として捉える）
- ・社会福祉協議会（社会福祉法人が管理）

○県や市町村が管理する施設のうち、対象外となる施設について調査しましたので、該当する販売事業者の方には、個別にお示しします。

なお、調査結果には漏れがある可能性があることや、国の施設は含まれませんので、調査結果は参考として扱っていただき、各事業者において個別にご確認ください。

対象となるかどうか判断できない場合は、事務局（LPガス協会）までお問い合わせください。